

症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第33条 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思

及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第8条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項

(2) 入居定員

(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(5) その他施設の運営に関する重要事項

(設備)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効率的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、その一部を設けることができる。

(1) ユニット

(2) 第11条第3項第4号、第7号、第8号及び第13号から第15号までに掲げる設備

(3) 事務室その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を

行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第38条 入居者の介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかななければならない。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、その者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居

者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(適用関係)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。

2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームには適用しない。

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第44条 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第2章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者、その家族、地域住民の代表者、市町村又は介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、当該協議会に対しその運営状況を報告し、当該協議会による評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、その記録を公表するものとする。

(適用関係)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条まで」とあるのは「第13条から第30条まで、第32条及び第45条」とする。

2 第12条第1項ただし書及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第47条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前3章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(適用関係)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。

2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第12条第1項ただし書、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

第6章 雑則

(補則)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって規則で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、当分の間、汚物処理室を設け

ることを要しない。

3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型特別養護老人ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第58号

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第2条-第33条)

第3章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの設備の内装等には、木材を使用するよう努め

なければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保される場所とするよう努めなければならない。

(設備の専用)

第4条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第5条 軽費老人ホームの長(第11条及び第22条において「施設長」という。)は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 軽費老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第12条及び第28条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第9条 軽費老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号から第5号までに掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) その提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第17条第4項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録
- (4) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(設備)

第10条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用し

ない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす軽費老人ホームの建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、この限りでない。

2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 事務室その他運営上必要な設備

3 前項各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームには、共同生活室(入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。)を設けることができる。

4 前2項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、入所定員が40人以下であり、又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームであつて、入所者に提供するサービスに支障がないものについては栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームについては調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準及びその特例は、規則で定める。

(重要事項の説明等)

第12条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 前項の場合において、軽費老人ホームは、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

(対象者)

第13条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、その家族による援助を受けることが困難なものである。
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者又は3親等内の親族その他特別な事情によりその者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第14条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第23条において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業（同条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。第23条において同じ。）を行う者又は介護保険施設（同法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 軽費老人ホームは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第16条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者から利用料の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームは、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

(食事)

第18条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。

(相談等)

第19条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、これらの者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するなどの適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜その者のためのレクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第23条において同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康管理)

第21条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の健康保持のための適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第18項に規定

する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業(同項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の揭示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第31条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第59号

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例

(事業者又は施設の指定に係る申請者の要件)

第1条 次に掲げる法律の規定による事業者又は施設の指定に係る申請者の要件は、法人であることとする。ただし、当該申請者が規則で定める申請をする場合にあつては、この限りでない。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項第1号(同法第24条の9第2項において準用する場合を含む。)
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項第1号(同法第38条第3項において準用する場合を含む。)

(指定介護老人福祉施設の指定に係る申請の要件)

第2条 介護保険法第86条第1項の規定による同法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定に係る申請の要件は、当該申請に係る施設の入所定員の数か30人以上であることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

健康長寿課介護支援室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第4条-第41条)
 - 第2節 基準該当居宅介護等(第42条-第44条)
- 第3章 療養介護(第45条-第52条)
- 第4章 生活介護
 - 第1節 生活介護(第53条-第55条)
 - 第2節 基準該当生活介護(第56条-第58条)
- 第5章 短期入所
 - 第1節 短期入所(第59条-第68条)
 - 第2節 基準該当短期入所(第69条-第71条)
- 第6章 重度障害者等包括支援(第72条-第80条)
- 第7章 共同生活介護(第81条-第97条)
- 第8章 機能訓練

第1節 機能訓練(第98条・第99条)

第2節 基準該当機能訓練(第100条-第102条)

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練(第103条-第105条)

第2節 基準該当生活訓練(第106条-第108条)

第10章 就労移行支援(第109条・第110条)

第11章 就労継続支援A型(第111条-第113条)

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型(第114条)

第2節 基準該当就労継続支援B型(第115条-第118条)

第13章 共同生活援助(第119条-第121条)

第14章 雑則(第122条・第123条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)

第30条第1項第2号のイ並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給決定障害者 支給決定を受けた障害者をいう。
- (5) 支給決定障害者等 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。
- (6) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- (7) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- (8) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。)は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又はその保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又はその保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 (基本方針)

第4条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度訪問介護」という。）の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定同行援護」という。）の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、その者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定行動援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第5条 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この章において「指定居宅介護等」という。）の事業を行う事業者（以下この章において「指定居宅介護等事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護等事業所」という。）には、サービス提供責任者その他の規則で定める員数の従業者を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護等事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあ

る他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等）

第7条 指定居宅介護等事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護等の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

（重要事項の説明等）

第8条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護等の利用の申込みがあったときは、その申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護等を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第9条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護等の利用に係る契約をするときは、当該指定居宅介護等の内容、支給決定障害者等に提供する指定居宅介護等の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）に記載しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者が提供する契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給決定を受けた支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他必要な事項を当該支給決定障害者等に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

（サービス提供拒否の禁止）

第10条 指定居宅介護等事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第11条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用について市町村等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービスの提供が困難である場合の対応）

第12条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切にサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に対する他の適当な指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第13条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、その者に係る支給決定の有無、支給決定の有効期間及び支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）